

議員案第31号

個人情報保護法全面施行に向け、条例改正における自治体の自主的主体的な判断を最大限尊重するよう強く求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

小金井市議会議員

古畑俊男
坂井えつ子
村山ひでき
安田けいこ
片山かおる
渡辺大三
森戸よう子

個人情報保護法全面施行に向け、条例改正における自治体の自主的主体的な判断を最大限尊重するよう強く求める意見書

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく改正に伴い、個人情報保護法が一部改正された。2023年春の全面施行で、地方公共団体もその対象となり、各自治体が条例で定めるなどして保護してきた個人情報が、全国的な共通ルールで個人情報保護委員会に一元化される。

施行後は、これまで自治体が設置した審議会で行ってきた、個人情報の取扱いに関する個別の規制への関与もできなくなる。地方公共団体の個人情報についても個別条例で規律されていたものを全国共通ルールとすることを立法趣旨としているため、地方自治体の条例による上乘せ、横出しも許容されない懸念がある。

2020年6月4日、参議院では、本法律案に対する「国と地方の役割分担等について議論を進め、法律による一元化を含めた規律の在り方について早急に検討すること」など12項目にわたる付帯決議を可決している。その後の同年9月7日、全国市長会は「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること」など4項目を要請しており、同年10月13日、全国市議会議長会は「地方6団体と総務大臣の意見交換会」において、「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている。

2000年施行の地方分権一括法で、地方への権限移譲が明確化され、国と地方の関係は対等・協力関係となった。地方公共団体が自ら管理する個人情報に関する事務は固有の自治事務であり、自治事務に関する個別法の解釈権は国ではなく自治体に帰属している。個人情報保護委員会が示しているガイドラインは、地方自治法に基づく技術的な助言であり、法的拘束力のある指示ではないとしているが、他方、ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性があるともしている。自治事務における解釈運用や、監理監督に踏み込んでくる見解を示した個人情報保護委員会は、地方自治体への介入と言わざるをえない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、個人情報保護委員会に抗議し、条例改正における自治体の自主的主体的な判断を最大限尊重するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣 様